

要望等の記録・公表制度の 運用に係る報告書

平成21年1月

生駒市法令遵守委員会

目 次

はじめに	2
1 要望等の記録・公表制度の目的と内容	4
(1) 法令遵守推進体制の確立	4
(2) 制度の目的	4
(3) 制度の内容	5
2 要望等の記録・公表制度の1年間の運用状況	8
3 法令遵守委員会の役割と委員会の開催状況	10
(1) 法令遵守委員会の役割	10
(2) 法令遵守委員会の開催状況	10
4 要望等の記録・公表制度についての実態調査	12
(1) 調査実施に至る経緯	12
(2) 第1回調査	12
(3) 第2回調査	16
5 要望等の記録・公表制度の重要性と今後の運用方法等に関する意見	19
資料	21

はじめに

「コンプライアンス」…。

昨今報道等で多く見聞きされるようになった「コンプライアンス」とは一体どのようなことを指しているのだろうか。

「コンプライアンス＝法令遵守」としてよく訳されるが、本来、コンプライアンスとは、単に法令を守ることにとどまらず、法の精神、組織倫理、社会規範等に則って、組織を健全に運営していくことを指すことばである。

昨年、本市において、総合スポーツ公園用地購入や足湯施設建設などに関連して、前市長及び前議長が逮捕・起訴されることとなる事件が発覚し、新聞等で大きく報道された。その際に、(1)公務員として課せられている遵法精神が各職員に十分に徹底されていなかったことに加えて、(2)外部からの強い圧力を伴う要望等に対して適切に対応するための組織体制が構築されていなかったこと、が指摘された。

このうち、(1)の背景には、上司の命によってこれから自分が行おうとしている業務が法律等に照らし合わせてみて正しいのかどうか考えることなく、単純に上司の命に従ったこと、自分に関わりのない問題についてはほとんど無関心であること、及びたとえ自分が行おうとしている業務に多少の疑問を抱いたとしても、何とか理屈をつけて当該業務を正当化させること、といった公務員の特質としてよく指摘される「事なかれ主義」が働いたものと分析される。

また、(2)については、上記の事件においては、市の内部規程である「生駒市不当要求行為の防止等に関する要綱」が十分に機能していなかったことが明らかとなった。当該要綱については、当初、主に暴力団等の反社会的勢力による行政対象暴力などへの適切な対処を主眼に置いていたが、平成18年7月に「不当要求行為等」の定義を追加するなど、暫定的な対策の強化を行った。しかしながら、市長を委員長とする対策委員会にその内容を記録した上で報告するような「不当要求行為等」に該当する行為であったのかどうかの判断は、対応する職員の認識に委ねられていたのが実態であり、日々寄せられている要望等の内容が軽易なものなのか、不当であるのか等の判断を行うことは非常に困難であることから、当該事件においては公職者から市の管理職職員に対して不当な口利きがあったことが否定できないにもかかわらず、当該要綱に則って対処することができなかったとされている。

したがって、本市としては、今回の事件の反省を踏まえて、組織として(1)「職員等の職務執行や倫理の原則」の明確化を図ること、(2)「要望等の記録・公表制度」を構築すること、(3)「公的目的通報制度」を創設すること、をその柱とし、今後、当・不当などの判断にかかわらず、市民への説明責任を果たすため、公職者からの「要望等」についてはすべてを記

録するとともに、寄せられた要望等については原則公表して透明性を確保することで違法・不当な要望等を確実に抑止すること、また、市民からの貴重な声を市政運営に積極的に活用していくことを目的として、条例化させることで議員等の内外に対して共通規範を示すため、「生駒市法令遵守推進条例」が平成 19 年 11 月 1 日に施行され、上記要綱を廃止したところである。

生駒市法令遵守推進条例が施行されてから 1 年あまりが経過したことを契機として、生駒市法令遵守委員会は、この報告書において条例の柱ともなっている「要望等の記録・公表制度」について意見を述べることにした。末尾で述べる我々の提言が、条例の今後の円滑な運用に資することを期待するものである。

1 要望等の記録・公表制度の目的と内容

(1) 法令遵守推進体制の確立

平成 19 年 2 月に生駒市行政改革推進委員会の「口利き等適正対応検討部会」から「生駒市における効果的かつ公正な広聴の仕組みづくりに向けた提言」が出され、その中で市民等から効果的かつ公正な広聴を確保するために、「(仮称)コンプライアンス推進委員会」の設置、「コンプライアンス(法令遵守)条例」の制定等によって、コンプライアンス(法令遵守)体制の強化、再構築を行うように提言がなされた。市としては、当該提言の趣旨を十分に踏まえ、行政運営の透明性を確保し、公正な職務の執行を進めていくために、平成 19 年 11 月 1 日に「生駒市法令遵守推進条例」<資料 1>(以下「条例」という。)及び「生駒市法令遵守推進条例施行規則」<資料 2>(以下「規則」という。)を施行し、条例第 16 条の規定に基づき「生駒市法令遵守委員会」が設置された。

また、市職員等に対しては、コンプライアンス制度の内容や理念を周知させることで、コンプライアンス感覚の涵養を図るため、すべての職員等に対して『法令遵守推進制度の手引 COMPLIANCE HANDBOOK』を配布するとともに、条例の施行に当たっての研修を平成 19 年 10 月に開催したところである。

なお、生駒市法令遵守推進条例を構成する 3 つの柱のうち、「要望等の記録・公表制度」については条例の第 5 条から第 10 条までにおいて規定されている。当該制度の目的及び内容については以下のとおりである。

(2) 制度の目的

市民等から寄せられる多くの要望等は、本来的には、政策の提案、市政の改善、地域住民からの生活に係る要望・意見等（道路の補修、公園を整備してほしい、施設を作してほしいなど）であり、市として真摯に受け止めて対応を検討しなければならないことから、職員が職務を執行するに当たって、要望等における重要性の認識とその誠実かつ適正な対応が要求されるのである。それを満たすために、条例第 5 条第 1 項において「市は、市民本位の開かれた市政の運営を推進するために、市政に関する要望等の重要性を十分認識し、誠実かつ適正に対応しなければならない」と規定し、要望等のうち口頭で受けた要望等については、条例第 6 条に基づき別途「要望等記録票兼報告書」等に記録してもらうこととした。

また、不当要求行為が行われた場合又はそのおそれがある場合は、組織として毅然とした態度で臨むことが必要であるため、条例第 5 条第 2 項において「市は、不当要求行為が行われたとき（不当要求行為が行われるおそれがあると認めるときを含む。）は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、組織的に毅然とした態度で対応しなければならない」と規定した。

このような対応により、行政の透明性や公正な職務の執行を確保することができるもの

と考えている。

(3) 制度の内容

条例第 6 条において、職員以外の者が職員に対して行うその職員の職務に関する要望、提言、相談、意見及びその他これらに類する行為については「要望等」として記録することが規定された。記録については別途「要望等記録票兼報告書」等に記載され、市長等に報告することとされている。

また、条例第 10 条において、不当要求行為については書面による警告を行い、その上で是正されない場合には、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずること等とされている。なお、不当要求行為に該当するか否かの判断に迷うときは、市の部長級職員以上で構成される法令遵守対策会議で協議された後、必要に応じて後述する「生駒市法令遵守委員会」に諮問されることとなる。

以上の手続を経て、条例第 9 条の規定に基づき、行政運営の透明性を確保し、職務の適正化を進めるために、記録された要望等について、氏名（公職者の氏名及び法人その他の団体の名称を除く。）や住所などの要望者が特定される情報及び生駒市情報公開条例第 6 条において不開示とされている情報を除いて、原則としてすべて（個々の要望等の概要、市の対応方針や対応内容、担当部署等）を市ホームページへの掲載や市政情報コーナーへの備付けによって定期的に（原則として毎月）公表することとなる。

以上について図にまとめると次ページのとおりとなる。

要望等の記録・公表の流れ

市民・事業者・議員など

要望等

記録内容
の確認

要望等を行った人は、記録内容の確認ができます

職務に関する
・要望
・提案
・意見
・苦情など

職員

要望等の記録

報告

市長等

【不当要求行為への対応】

- 書面による警告
- 捜査機関への告発等

○不当要求行為を中止しない場合は氏名や行為の内容等を公表

※不当要求行為であるかどうかの判断が困難なときは、「法令遵守委員会」に諮問します。

記録された要望等の概要・対応結果などを定期的に公表

「要望等の記録・公表制度」の制定によって、市民等からの要望等を適切に記録し、要望等の情報を組織として共有化することで、市においては、職員個人としてではなく組織として要望等に対して適切な対応を行うことが可能となる。また、そのことが職員自らの危機管理意識を高めることにもつながっていくのである。また、要望等を公表することによって、不当な要求や圧力の抑止力になるとともに、市民からの意見や提言などについてこれまで以上にその重要性を認識し、市政運営に活かされていくのである。本条例を適正に運用し、公正で透明性の高い市政運営を実現するためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、制度の内容について十分な周知を図ることが重要となってくる。

2 要望等の記録・公表制度の1年間の運用状況

条例が施行された平成19年11月から平成20年10月までの1年間における「要望等の記録・公表制度」の運用状況は、次表のとおりであった。

法令遵守推進制度運用状況 平成19年11月分～平成20年3月分

1 要望等の記録

○要望等の件数 135 件

○内訳

1) 各部別

対応月	市長 公室	企画 財政部	市民部	福祉 健康部	生活 環境部	建設部	都市 整備部	開発部	水道局	議会 事務局	教育 総務部	生涯 学習部	消防 本部	計
11月		2		1	1	1	27	1				2		35
12月		2				1	27							30
1月				2			25				1	1		29
2月	1	2				1	22				1	1	1	29
3月		1		1			8					1	1	12
計	1	7		4	1	3	109	1			2	5	2	135

2) 要望者の区分別

対応月	個人(公職者以外)	公職者	団体・法人	計
11月	26	2	7	35
12月	19	1	11	31
1月	25	1	4	30
2月	24	1	4	29
3月	11		1	12
計	105	5	27	137

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

3) 要望等種類別

対応月	要望・依頼	相談	意見・苦情	不当要求	提言・提案	その他	計
11月	30	8	5				43
12月	29	3	13				45
1月	29	3	8		2		42
2月	20	3	15			1	39
3月	6		5	1			12
計	114	17	46	1	2	1	181

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

法令遵守推進制度運用状況
平成20年4月分～平成20年10月分

1 要望等の記録

○要望等の件数 112 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	11	8	16	28	21	8	20						112

○内訳

1) 各部別

対応月	市長 公室	企画 財政部	市民部	福祉 健康部	生活 環境部	建設部	都市 整備部	開発部	水道局	会計課	議会 事務局	農委 事務局	選管 事務局	監査 事務局	教育 総務部	生涯 学習部	消防 本部	計
4月		1		1			8										1	11
5月	1	1			1		2		1					1	1	1		9
6月					3		11								1		1	16
7月				1	2	2	25		1									31
8月		4				2	14		1									21
9月		2				1	5											8
10月		5				2	8		4					3	2			24
計	1	13		2	6	7	73		7					4	4	1	2	120

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

2) 要望者の区分別

対応月	個人(公職者以外)	公職者	団体・法人	計
4月		4	7	11
5月		6	1	8
6月		4	11	17
7月		10	17	28
8月		13	7	22
9月		5	3	8
10月		18	2	21
計		60	48	115

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

3) 要望等種類別

対応月	要望・依頼	相談	意見・苦情	不当要求	提言・提案	その他	計
4月	9		3				12
5月	6	2	6				14
6月	12	1	4		1		18
7月	25		7				32
8月	14	9	7				30
9月	6		2				8
10月	14	1	14				29
計	86	13	43		1		143

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない。

3 法令遵守委員会の役割と委員会の開催状況

(1) 法令遵守委員会の役割

条例第 16 条の規定に基づいて設置された「生駒市法令遵守委員会」は、学識経験その他法令等又は行政の運営に関し識見を有した大学院教授、弁護士及び公認会計士の 3 名の委員(下表)から構成されている。

	氏 名	役 職
委員長	比山 節 男	大学院教授
職務代理者	秋田 仁 志	弁 護 士
委 員	河 良 彦	公認会計士

委員会においては、条例第 16 条に規定されている要望等の当・不当の判断に加えて、本市の法令遵守推進制度の進展のために、「要望等の記録・公表制度」をはじめとする制度の運用に対して定期的に調査を実施し、必要な意見を述べることとされている。

(2) 法令遵守委員会の開催状況

市においては、条例の制定・施行を受けて、次ページ表のとおり現在までに計 9 回の会議を開催してきている。

なお、委員会の会議については、規則第 13 条第 5 項において原則「非公開」と規定されているが、市民への情報公開の観点から、公益目的通報が提出されたことによる協議等を除いては、委員の承諾の下で会議を公開とすることとしている。

平成 19 年度

	開催日時	会議内容
第 1 回 (公開)	平成 19 年 11 月 1 日(木) 午前 10 時～11 時 30 分	○委員長等の選任 ○公益目的通報制度に係る協議 ○意見交換 ○その他
第 2 回 (公開)	平成 20 年 1 月 23 日(水) 午前 10 時～11 時 30 分	○制度運用状況に係る報告 ○総合スポーツ公園用地購入問題等調査委員会による調査に係る報告 ○その他
第 3 回 (公開)	平成 20 年 3 月 27 日(木) 午前 10 時～11 時 30 分	○制度運用状況に係る報告 ○不当要求行為該当案件に係る報告 ○事務の所管替えに係る提案 ○その他

平成 20 年度

	開催日時	会議内容
第 1 回 (公開)	平成 20 年 5 月 19 日(月) 午前 10 時～12 時 15 分	○制度運用状況に係る報告 ○不当要求行為該当案件に係る報告 ○庁内調査に係る協議 ○その他
第 2 回 (公開)	平成 20 年 6 月 24 日(火) 午後 3 時～7 時	○制度運用状況に係る報告 ○庁内調査に係る協議 ○その他
第 3 回 (公開)	平成 20 年 8 月 27 日(水) 午後 3 時～5 時 30 分	○制度運用状況に係る報告 ○庁内調査に係る協議 ○その他
第 4 回 (公開)	平成 20 年 9 月 19 日(金) 午後 2 時～4 時 30 分	○庁内調査(第 1 回)(後述)を踏まえた法令遵守委員会委員と市職員との懇談 ○その他
第 5 回 (公開)	平成 20 年 10 月 22 日(水) 午後 4 時～6 時 15 分	○庁内調査(第 2 回)(後述)を踏まえた法令遵守委員会委員と市職員との懇談 ○その他
第 6 回 (公開)	平成 20 年 12 月 9 日(火) 午後 3 時～5 時 15 分	○制度運用状況に係る報告 ○報告書(案)に係る協議

なお、各委員会における会議内容等については、会議録(要約版)を市ホームページ(<http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/13100/02/01.html>)において公表しているので参照されたい。

4 要望等の記録・公表制度についての実態調査

(1) 調査実施に至る経緯

「2 要望等の記録・公表制度の1年間の運用状況」を見ると、庁内各部局から報告される要望等の記録件数がすでに大幅に減ってきていることが見受けられる。また、庁内各部局からの報告される要望等の件数にばらつきも見て取れる（1年間の要望等の記録件数247件のうち106件が、総合スポーツ公園用地購入事件の舞台となった都市整備部みどり推進課となっている。）。

そこで、その原因を調査、確認する必要があると考え、各課において要望等がそもそもわずかしかなかったのか、あるいは記録化の例外なのではないかと迷って「要望等記録票兼報告書」が作成されなかったのかなど実態を確認し、今後の運用改善策を検討するために、庁内各課に寄せられたすべての要望等について調査することとした。

(2) 第1回調査

調査に当たっては、調査対象等を次のとおりとした。

① 対象 執務時間中に、来庁又は電話によって口頭で寄せられたすべての要望等(※)

※ 要望等

生駒市法令遵守推進条例第2条(6)

職員以外の者が職員に対して行うその職員の職務に関する要望、
提言、相談、意見、苦情その他これらに類する行為をいう。

② 対象部局

企画財政部 総務課、防災対策課、契約検査課、企画政策課、情報政策課
財政課

会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

建設部 管理課、事業計画課、土木課、施設整備課

都市整備部 都市計画課、開発指導課、建築指導課、みどり推進課

花のまちづくりセンター

開発部 地域整備課

③ 期間 平成20年7月7日(月)から同年7月11日(金)まで

なお、対象部局の選定に当たっては、調査分析の精度を高める上でも、毎月要望等報告件数の多い都市整備部と、都市整備部の業務と業務内容が比較的類似する建設部及び開発部、比較のために前述の3つの部と業務内容が異なる企画財政部の併せて4つの部を選定することとした。

ア 内容及び調査票様式

各課に日常的に市民等から行われる要望等の件数及び内容を把握した上で、さらに要望等を典型的に整理して、記録されていないとすれば記録されていない理由を条例第7条の規定理由（選択式）と規定外理由（自由記入）に区分して記入してもらうこととし、事務局において次のとおり調査票の様式を作成し、調査対象部局のすべての職員を対象として平成20年6月27日に調査を依頼した。

要 望 等 調 査 票

課名	受付者・応対者	No.
対応日時	月 日 時 分頃	(電 話・来 庁)
要望者の区分 (<input type="checkbox"/> 個人(公職者以外) <input type="checkbox"/> 公職者 <input type="checkbox"/> 団体・法人)		
要望又は苦情等の件名:		
要望又は苦情等の内容(できるだけ簡潔に書いて下さい。)		
処理(いずれかに○を付けてください。) <div style="text-align: center;">要望等を記録する(要望等記録報告書に記入) ・ 要望等を記録しない</div>		
条例に基づく記録をしない理由(該当するところに○を付けてください。)		適用条文
<input type="checkbox"/>	要望者が公職者以外の者であって、要望等を書面により受けた。	条例第6条第1項
<input type="checkbox"/>	公式又は公開の場において行われる要望等	条例第7条第1号
<input type="checkbox"/>	他の法令等又は制度において内容を記録することとされている要望等	条例第7条第2号
<input type="checkbox"/>	単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等	条例第7条第3号
<input checked="" type="checkbox"/>	次のいずれかに該当する要望等のうち、公正な市政の運営を阻害するおそれがないと認めるもの	
<input type="checkbox"/>	日常的に行われる営業活動に係る要望等	条例第7条第4号ア
<input type="checkbox"/>	公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる要望等	条例第7条第4号イ
<input type="checkbox"/>	職員が多数の要望者に順次対応するような要望等であって、記録することが困難なもの	条例第7条第4号ウ
<input type="checkbox"/>	その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がない要望等	条例第7条第4号エ
その他の記録をしない理由があれば自由に書いて下さい。		
本報告書事例に関連して、要望等記録制度の運用上の問題点、むずかしい点、改善点等に関する意見、参考事実等あれば自由に書いてください。		

イ 調査結果

(ア) 各部別

部 名	課 名	件 数	うち、記録不要のもの
企画財政部	総務課	20件	20件
	防災対策課	8件	8件
	契約検査課	0件	0件
	企画政策課	5件	5件
	情報政策課	0件	0件
	財政課	0件	0件
会計課		0件	0件
選挙管理委員会事務局		1件	1件
監査委員事務局		1件	1件
小 計		35件	35件
建 設 部	管理課	15件	15件
	事業計画課	0件	0件
	土木課	7件	7件
	施設整備課	4件	4件
小 計		26件	26件
都市整備部	都市計画課	0件	0件
	開発指導課	1件	1件
	建築指導課	0件	0件
	みどり推進課	15件	10件
	花のまちづくりセンター	4件	4件
小 計		20件	15件
開 発 部	地域整備課	1件	1件
小 計		1件	1件
合 計		82件	77件

(イ) 要望者の区分別（要望等総数 82件）

	要望等件数（うち記録しない要望等件数）
個人（公職者以外）	51件（51件）
公職者	4件（2件）
団体・法人	27件（24件）

(ウ) 要望等内容別

要望等総数	82件
記録しない要望等	77件

う ち 要望者が公職者以外の者であって、 書面により受けた要望等 (条例第 6 条第 1 項)	0 件
公式又は公開の場において行われた要望等 (条例第 7 条第 1 号)	0 件
他の法令等又は制度において 内容を記録することとされている要望 (条例第 7 条第 2 号)	0 件
単に事実関係、手続等を確認し、 又は問い合わせる要望 (条例第 7 条第 3 号)	9 件
日常的に行われる営業活動に係る要望等 (条例第 7 条第 4 号ア)	6 件
公の施設における利用者その他の関係者との間で 日常的になされる要望等 (条例第 7 条第 4 号イ)	31 件
職員が多数の要望者に順次対応するような要望等であって、 記録することが困難なもの (条例第 7 条第 4 号ウ)	2 件
その場で用件が終了し、職員が要望者等に対して 改めて対応し、又は回答する必要がない要望等 (条例第 7 条第 4 号エ)	29 件

(ア)、(イ)及び(ウ)から分かることとしては、

- ▶ 本調査においては、要望等の件数について部による差はない
- ▶ 公職者以外の個人又は団体・法人から受ける要望等が多く、公職者からの要望等は少ない
- ▶ 要望等の内容としては、日常的になされる比較的軽易である要望等が多い

ことが挙げられる。

一部の課においては、日常的に寄せられている要望等は、日常業務の一環として対応しており、そもそも要望等の記録・公表制度の対象となる要望等には該当しないとして、「要望等記録票兼報告書」は作成されておらず、要望等の記録・公表制度については市のすべての職員に必ずしも十分に認識、理解が徹底されていないのではないかと考えられる。

(エ) 各課から寄せられた疑問点・意見等

主なものは以下のとおりであった。

疑問点

- ▶ 記者からの問い合わせに係る記録の要・不要 (総務課)
- ▶ 派遣職員からの要望等に係る記録の要・不要 (総務課)
- ▶ 地図上での地番の確認行為は要望等に該当するのか。(都市計画課)

意見

- ▶ 要望者に対しては複数人の職員で対応しなければ、事実関係について曖昧な部分が生ずるのではないか。(企画政策課)

(3) 第 2 回調査

第 1 回調査の調査結果等を踏まえ、調査を実施した部局を代表して都市整備部の各課から 1 名ずつ職員に出席してもらい、平成 20 年 9 月 19 日に第 1 回意見交換会を実施した。

第 1 回の調査結果及び第 1 回意見交換会での議論を踏まえて、

- (ア) 市職員間で条例第 2 条第 6 号に規定された「要望等」の定義の解釈にバラつきがあるのではないか
- (イ) 「要望等」に該当した場合に、条例第 7 条で規定される「記録の例外」の適用が適切に行われているか
- (ウ) 市職員において、「要望等記録票兼報告書」及び「回答・対応結果報告書」を記録することに当たっての量的・物理的・事務的な負担

についてその実態を把握することが必要ではないかと考えた。

したがって、第 2 回調査に当たっては、調査対象等を次のとおりとした。

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ① 対象 | 執務時間中に、課への来庁又は電話によるすべての用件 |
| ② 対象部局 | 都市整備部 都市計画課、開発指導課、建築指導課、みどり推進課 |
| ③ 期間 | 平成 20 年 10 月 7 日(火)から同年 10 月 9 日(木)まで |

ア 内容及び調査票様式

上記(ア)、(イ)及び(ウ)についてその実態を把握するため、都市整備部の各課窓口に寄せられるすべての来庁及び架電による用件等について、日時、来庁又は架電の種別、相手方の氏名、内容、他記録の有無について記入してもらうこととし、事務局において次のとおり調査票の様式を作成し、調査対象部局の各課ともおおむね 3 名程度の職員を対象として平成 20 年 10 月 2 日に調査を依頼した。

なお、その背景としては、条例第 2 条第 6 号の規定上、市民等からわざわざ来庁又は架電することによって職務について何か意見を行う場合はほとんど「要望等」に該当することも判断できることから、部局間でバラつきが多い以上、一部の市職員においては「要望等」の定義について明確に認識されておらず、結果として「要望等記録票兼報告書」等が記録されず、報告しなければならない要望等が報告されてきていないのではないかとする懸念を、第 1 回調査の調査結果によってより強く抱いたためである。

(調査票様式)

課 (10/7~9)

受付者 _____

日時	来訪 電話	相手方氏名 (公職者の場合は○で囲む)	内容 (できるだけ簡潔にお願いします。)	他記録の有無
日 時 分頃	来 電	公職者		有・無
日 時 分頃	来 電	公職者		有・無

イ 調査結果

(ア) 結果の概要

課名	課員数 (うち、調査を実施 した延べ人数)	調査方法 (※1)	総受付件数		要望者の区分			他記録あり
			来庁件数	電話件数	個人、団体・法人	公職者	不明 (含 匿名)	
都市計画課	9名 (9名)	3名/日×3日	51件		27件	0件	24件	24件
			37件	14件				
開発指導課	8名 (18名)	6名/日×3日 (管理職を除く)	41件		41件	0件	0件	0件
			29件	12件				
建築指導課	9名 (3名)	1名/日×3日	63件		46件	0件	17件	10件
			36件	27件				
みどり推進課	10名 (30名)	10名/日×3日	66件		65件	0件	1件	15件
			27件	39件				

※1 今回の調査に当たっては、課員全員で取り組んだ課や調査方法に対する認識が異なっていた課があったことから、各課における調査人員にバラつきが生じています。

以上より分かることとしては、

- ▶ 公職者からの来庁及び架電は1件もなかった
- ▶ 来庁者又は架電者が不明(匿名)である件数が全体の約20%を占めた
- ▶ 文書による要望等、本制度以外で補完される要望等が少なからず(各課平均で約20%)あった

ことが挙げられる。

(イ) 意見交換会において寄せられた意見等

第2回調査の調査結果を踏まえ、調査を実施した都市整備部各課の職員を対象に、平成20年10月22日に第2回意見交換会を実施した。

その中で次のような意見が寄せられた。

- ▶ 条例第2条第6号において規定された「要望等」とは、公職者や市民等が自分の利益向上のために来庁又は架電し、獲得することを求める行為と認識している。
- ▶ 威圧的に要請された場合には「要望等」として「要望等記録票兼報告書」等に記録すべきと考えるが、威圧的な要請であるかどうかの判断についても要請を受

けた職員個人の受け止め方の問題となり、各職員の条例に対する自覚に任せているのが実態である。

- ▶ 以前は公職者からの事業に係る呼出し依頼等があったが、条例が施行されてからは同様の呼出しは少なくなった。
- ▶ 本件調査票様式に基づく記入・記録は通常業務における事務処理上の支障とはならなかったが、すべての用件を要望等の記録・公表制度に基づいて記録することについては、通常業務に支障を来たすことは避けられないのではないか。

5 要望等の記録・公表制度の重要性と今後の運用方法等に関する意見

これまでに述べてきたことをまとめつつ、生駒市法令遵守委員会として「要望等の記録・公表制度」について意見を述べることにしたい。

まず、本制度の運用に当たって、「要望等記録票兼報告書」の正確性、詳細性など記録の質の高さと、「要望等記録票兼報告書」による報告を日常的な業務として定着させていくことによる量の確保（網羅性）とのバランスを適切に図る必要があると考えられる。

そして、本制度を実効的に運用していく観点からは、制度を支える現場の職員の声を踏まえて考えていく必要がある。

これまでの運用状況の確認及び今回の実態調査を通じて、日常的な相談から苦情、提言、意見等に至るまで多種多様なものが寄せられていることが確認された。同時に、要望等の理解、記録化の対象の判断、運用については、実際に運用する現場において統一されていないことも確認されることとなった。

このため、条例、要望等の記録・公表制度の周知・徹底を図るべく、今後も職員に対する事務研修等を適時開催する必要があると考えられる。

また、日常的な相談、苦情、意見等については記録化の対象外とされる必要があることは条例第7条の規定からも明らかであるが、記録化の対象基準、記録方法等については、本制度が着実に効果的に運用されるよう（たとえば、当該要望等が記録すべき案件なのかどうか、要望等の対応者が瞬時に判断できる判断基準、記録方法が望ましい。）、今回の調査対象としなかった庁内各課へのヒアリングも含めて、さらに現場の状況を十分に確認した上で、検討を行う必要があると考えられる。

議員等公職者からの要望等については、第1回調査の調査結果では、報告された82件中4件と少数にとどまっている（ただし、いずれも「要望等記録票兼報告書」に記録しない要望等とされている。なお、第2回調査の調査結果では、報告された221件には公職者からの要望等は含まれていないと報告されている。）。

議員等公職者は、市民生活の様々な課題についての市民の声を直接行政に届けることも非常に重要な活動の1つとなっていることから、「公職にある者等」からの政策提言や事業要望については、透明性を最大限確保した上で、市政において真摯な対応が求められる（条例第5条第1項参照）。

したがって、議員等公職者からの要望等については、提案や意見等のすべてを正確に記録し、行政運営に的確に反映されるように公表していくことにより、その透明性を確保しつつ、より効果的な行政運営につなげることが必要であると考えられ、条例第7条が「記

録しないことができる」と規定されているにすぎないことから、同規定による制度運用として、公職者からの要望等（部長級、課長級など職務権限を有するより職務上位の職員への要望等も含まれる。）については記録の例外規定を適用することなくすべて記録していくことが適切であると考えます。

現在は、昨年発覚した事件直後の時期でもあり比較的落ち着いた行政運営が行われているところだが、本制度を定着させるためにはこれからが重要な時期であり、本委員会の役割もより重要になってくるものと感じているところである。

市職員各位におかれても、本条例を制定させた趣旨を十分に踏まえて、今後とも本市の行政の適正な運営に努められることを強く望み、むすびとする。

資料

<資料1> 生駒市法令遵守推進条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する職員で常勤のもの及び同条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 職員
 - イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）が行う当該契約に基づく事業に従事する者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行う市の公の施設の管理業務に従事する者
 - エ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で、規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）が行う事業に従事する者
 - オ アからエまでの者であった者
- (3) 法令等 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例及び規則その他の規程をいう。
- (4) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (5) 公職者 国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長並びに秘書その他のこれらの者の活動を補佐する者をいう。
- (6) 要望等 職員以外の者が職員に対して行うその職員の職務に関する要望、提言、相談、意見、苦情その他これらに類する行為をいう。
- (7) 不当要求行為 次に掲げる行為をいう。
 - ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為
 - (ア) 特定の者に対して有利な又は不利な取扱いをすること。
 - (イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

(ウ) 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わないこと。

イ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求める行為

ウ 法令等に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを求める行為

エ 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為

オ 暴力、威圧的な言動その他の社会的相当性を逸脱した不正な手段により要望等をする行為

(8) 公益目的通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市の事業、市との契約により受託者が行う事業、指定管理者が行う市の公の施設の管理業務又は出資団体等が行う事業について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、生駒市法令遵守委員会（以下「委員会」という。）に通報することをいう。

(9) 通報対象事実 次の各号のいずれかに該当する事実をいう。

ア 法令等に違反し、又は違反することとなるおそれのある事実

イ 人の生命、身体、財産その他の権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（アに該当する事実を除く。）

（市の責務）

第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、法令等を遵守するとともに、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行しなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務に関する権限の行使に当たっては、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理し、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

（要望等及び不当要求行為への対応）

第5条 市は、市民本位の開かれた市政の運営を推進するために、市政に関する要望等の重要性を十分認識し、誠実かつ適正に対応しなければならない。

2 市は、不当要求行為が行われたとき（不当要求行為が行われるおそれがあると認めるときを含む。）は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

（要望等の記録）

第6条 職員は、要望等（要望等を行う者（以下「要望者」という。）が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。）を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

（記録の例外）

第7条 職員は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する要望等については、その内容を記録しないことができる。

- (1) 公式又は公開の場において行われる要望等
- (2) 他の法令等又は制度において内容を記録することとされている要望等
- (3) 単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等
- (4) 次のいずれかに該当する要望等のうち、公正な市政の運営を阻害するおそれがないと認めるもの
 - ア 日常的に行われる営業活動に係る要望等
 - イ 公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる要望等
 - ウ 職員が多数の要望者に順次対応するような要望等であって、記録することが困難なもの
 - エ その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がない要望等

（確認の機会の付与等）

第8条 要望者は、第6条第1項の規定による記録の内容について、任命権者に対して確認を求めることができる。この場合において、任命権者は、速やかに要望者に対して当該記録を提示するとともに、確認の結果、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

（記録された要望等の公表）

第9条 市長は、第6条第1項の規定により記録された要望等を取りまとめ、その概要及び要望等への対応の方針、方法等の概要を定期的に公表するものとする。ただし、公表することにより、要望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある要望等については、この限りでない。

2 前項の規定により公表するときにあつては、氏名、住所等の要望者が特定される情報（公職者の氏名及び法人その他の団体の名称を除く。）は、掲載しないものとする。

（不当要求行為に対する措置）

第10条 市長は、明らかに不当要求行為があつたと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、不当要求行為を行った者が不当要求行為を中止しないときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、不当要求行為の内容、講じた措置の内容その他の事項について公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該不当要求行為を行った者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、要望等が不当要求行為であるかどうかを判断できない場合において必要があると認めるときは、委員会に諮問するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による諮問をしたときは、委員会の答申を尊重して、当該要望等に対して必要な措置を講じなければならない。

(公益目的通報)

第11条 職員等は、公益目的通報をするときは、実名により行うものとする。ただし、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を委員会に示すときは、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止等)

第12条 公益目的通報をした者(以下「通報者」という。)は、公益目的通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 公益目的通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を委員会に申し出ることができる。この場合において、当該通報者が当該公益目的通報を行った後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該公益目的通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。
- 3 市長及び任命権者(以下「市長等」という。)は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報を公開してはならない。

(公益目的通報に係る調査等)

第13条 委員会は、公益目的通報を受けたときは、当該公益目的通報に係る通報対象事実について、速やかに調査を行うものとする。

- 2 市長等、職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等は、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の調査の結果に基づき審査を行い、通報対象事実があると認めるときは、その内容を明らかにする資料に、是正のために必要な措置等についての意見を付して市長等に報告するものとする。
- 4 委員会は、第1項の調査の結果、通報対象事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても通報対象事実の存否が明らかにならないときは、その旨を市長等に報告するものとする。
- 5 委員会は、通報者に対し、第1項の調査の結果を通知しなければならない。ただし、

匿名によるとき又は当該通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

- 6 第2項の規定による調査に協力をした者は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公益目的通報に係る措置等)

第14条 市長等は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めるときは、是正又は防止のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずるよう勧告しなければならない。

- 2 市長等は、前項に規定する措置を講じたときは、当該措置の概要について公表するものとする。
- 3 市長等は、第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他の事項について公表することができる。
- 4 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 5 委員会は、市長等が正当な理由なく第1項に規定する措置を講じないときは、その旨を公表することができる。
- 6 任命権者は、職員が自ら関与している通報対象事実について公益目的通報をした場合における当該職員に対する懲戒処分については、通常処分より軽減することができるものとする。
- 7 市長等は、通報対象事実が無いことが判明した場合において関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講ずるものとする。

(不利益な取扱いを受けた通報者からの申出についての準用)

第15条 第13条及び前条(第6項を除く。)の規定は、第12条第2項の規定による申出について準用する。

(法令遵守委員会)

第16条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、次に掲げる事項を所掌させるため、委員会を置く。

- (1) この条例の施行に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。
 - (2) 要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること。
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 委員会は、委員3人をもって組織する。
 - 3 委員は、学識経験者その他法令等又は行政の運営に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、記録した要望等及び公益目的通報の件数その他この条例の運用の状況を毎年度公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年9月生駒市規則第19号で平成19年11月1日から施行。ただし、第16条第3項の規定は、同年9月7日から施行)

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

<資料 2> 生駒市法令遵守推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市法令遵守推進条例(平成 19 年 6 月生駒市条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資団体等)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号エに規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 生駒市土地開発公社
- (2) 財団法人生駒市ふれあい振興財団
- (3) 財団法人生駒メディカルセンター
- (4) 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会
- (5) 社団法人生駒市シルバー人材センター

(要望等の記録)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

2 条例第 6 条第 1 項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容(以下「記録内容」という。)の確認を求めるように努めるものとする。

3 条例第 6 条第 1 項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項(要望者が明らかにしない事項を除く。)とする。

- (1) 要望等を受けた日時
- (2) 要望等を受けた方法
- (3) 要望等を受けた場所
- (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名
- (6) 要望等の件名及び内容
- (7) 要望者に対する回答の内容
- (8) 要望等への対応の結果
- (9) 要望者による記録内容の確認の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項

(記録内容の報告等)

第 4 条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長(市長事務部局の公室長若しくは部長、水道局長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局局長をいう。以下同じ。)に報告するものとする。

2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。

3 前 2 項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に

掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。

(1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。

(2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。

(事案の移送)

第5条 職員は、当該職員以外の職員の職務に関する要望等を受けたときは、当該事案を所管する所属の職員に適切に移送するものとする。

(記録内容の確認後の措置)

第6条 条例第8条後段に規定する措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理を行うものとする。

(1) 記録されている情報に誤りがある場合 当該情報の訂正

(2) 記録されるべき情報が明らかに記録されていない場合 当該情報の追加

(3) 事実でない情報が記録されている場合 当該情報の削除

(公益目的通報の方法)

第7条 条例第11条に規定する公益目的通報(以下「公益目的通報」という。)をするときは、客観的な資料により誠実に行うものとする。

第8条 公益目的通報は、次に掲げる事項(条例第11条ただし書に規定する場合にあっては、第1号を除く。)を記載した書面を、生駒市法令遵守委員会(以下「委員会」という。)があらかじめ指定した場所に送付して行うものとする。ただし、委員会があらかじめこれ以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。

(1) 通報者の氏名及び連絡先

(2) 通報対象事実に係る行為をしようとしている者又はした者の氏名又は名称、通報対象事実の具体的な態様、時期及び場所その他の通報対象事実を特定することができる事項

(公益目的通報に関する相談)

第9条 職員等は、公益目的通報をしようとする内容についてあらかじめ委員会の意見を聴きたいときは、書面により意見を求めることができる。

(公益目的通報の受理等)

第10条 委員会は、職員等からの公益目的通報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを受理しないことができる。

(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的であることが明らかなきとき。

(2) 通報対象事実が無いことが明らかなきとき。

(3) 公益目的通報をした者に説明を求めても当該公益目的通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず調査ができないとき。

2 委員会は、公益目的通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、速やかに通知しなければならない。ただし、匿名によるとき、又は通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(不利益取扱いに係る申出の方法)

第11条 条例第12条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、委員会があらかじめ指定した場所に送付して行うものとする。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先
- (2) 不利益な取扱いを受ける理由となった公益目的通報の内容
- (3) 不利益な取扱いをした者の氏名又は名称、不利益な取扱いの具体的な態様、時期及び場所その他の不利益な取扱いを特定することができる事項

(意見聴取の方法)

第12条 条例第10条第3項及び第14条第4項の規定による意見聴取は、意見を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、市長又は任命権者がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

2 意見の陳述に当たっては、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

3 市長又は任命権者は、意見を記載した書面の提出期限までに相当な期間において、意見聴取の対象となる者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 公表の理由
- (2) 意見を記載した書面の提出先及び提出期限

(法令遵守委員会)

第13条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が支障がないと認めるときは、公開することができる。

6 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る議決に参加することができない。

7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(公表の方法)

第14条 条例第9条第1項本文、第10条第2項、第14条第2項、第3項及び第5

項並びに第 17 条の規定による公表は、公表を行う者が指定する場所で閲覧に供する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の公表を行う者が必要と認める方法により行うものとする。

(法令遵守対策会議)

第 15 条 次に掲げる事項を所掌させるため、生駒市法令遵守対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

- (1) 条例第 6 条第 1 項の規定により記録された要望等の内容並びに当該要望等への対応の方針及び対応の結果の確認を行うこと。
 - (2) 要望等への対応について総合的な調整を行うこと。
 - (3) 不当要求行為に係る対応の方針及び講ずべき措置の検討並びに委員会との調整を行うこと。
 - (4) 公益目的通報に係る措置等について総合的な調整を行うこと。
 - (5) 法令遵守体制に関する事項について、調査検討、啓発及び情報提供を行うこと。
 - (6) その他法令遵守体制の整備に関し必要な事項
- 2 対策会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は市長を、副委員長は副市長及び教育長をもって充てる。
 - 3 委員は、市長事務部局の理事、公室長及び部長、水道局長、消防長、教育委員会事務局の部長並びに議会事務局長をもって充てる。
 - 4 委員長は、対策会議を代表し、対策会議の事務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 6 対策会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。
 - 8 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行の細目)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月規則第 6 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。